

◆集団的自衛権の行使は、日本をどこへ向わせるか

「同盟国が攻撃されたら」などと言いますが、現実には「アメリカがどこかを攻撃した」場合に、日本がその戦争に参戦する可能性のほうが大きいことはいまでもありません。

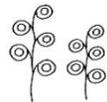
アメリカが引き起こしたイラク戦争について川口創弁護士(イラク派兵違憲訴訟弁護団)は言いました。「(アメリカは)先制自衛権を根拠に戦争をし、イギリスは集団的自衛権行使で参戦しています。……もし集団的自衛権の行使が可能であったら、10年前のイラク戦争に自衛隊は、まちがいなく正面から参戦していた。この戦争で(10万とも言われますが)65万人のイラク市民が犠牲となった。……アメリカも民間の軍事企業などを除いて正式な兵士にしぼっても4400人、イギリスは179人の若い兵士が命を落しています。日本の自衛隊がもし参戦していたら、少なくともイギリス並の死者が出ていただろうし、イラクの多くの犠牲者の一定の割合を自衛隊が直接銃口を向けて殺していたかもしれません」。

そして、山内敏弘一橋大学名誉教授(憲法学)は、「集団的自衛権の歴史は、アメリカのベトナム侵攻(1965)、ソ連のチェコ侵攻(1968)、アフガニスタン侵攻(1979)、アメリカのアフガニスタン攻撃に協力するNATOの共同攻撃(2001)など、小国に対する大国の軍事侵攻の歴史でありました。そのような集団的自衛権の行使を、日本が大国の仲間入りをしてあるいはアメリカに従属したかたちで行うことが、ほんとうに国際社会のために役に立つかというと、答えはNOと言わざるを得ないだろうと思います」と述べています。

安倍首相が企てた〈明文改憲、96条改憲から9条改憲、「国防軍」で戦争をする国〉への道は、運動と国内外の世論の反撃でいったん、頓挫しました。安倍首相は次の国政選挙までに与えられた3年間で、「歴史的使命」と断言する明文改憲のまき直しを企てることでしょう。集団的自衛権行使の合憲化は、安倍政権にとってそれまでのつなぎとしてどうしても実現しなくてはならないものです。

あわせて「国家安全保障戦略」と称する中長期的国家目標を策定しながら、敵基地攻撃と海兵隊の機能を持った海外で戦える自衛隊をめざす新「防衛大綱」を決定、さらに「国家安全保障会議(日本版 NSC)設置法案」の成立をねらっています。「特定秘密保全法案」の成立も次期通常国会で目論まれ、日米ガイドラインの再改定にも着手しようとしています。

解釈変更と法の下克上(立法改憲)による集団的自衛権行使の合憲化は、憲法9条の実質的な破壊です。集団的自衛権行使の容認を許さず、9条の破壊を阻むことは、私たち平和を願う日本の市民とアジアの人びとの緊急で、最大の課題になりました。可能なあらゆる運動を駆使して、ともに立ち上がりましょう。



ガンバルクイナ: 沖縄本島北部に生息する絶滅危惧種ヤンバルクイナの亜種で、市民連絡会周辺に棲息といわれる。鳴き声はキューキュー。

発行: 2013年9月1日

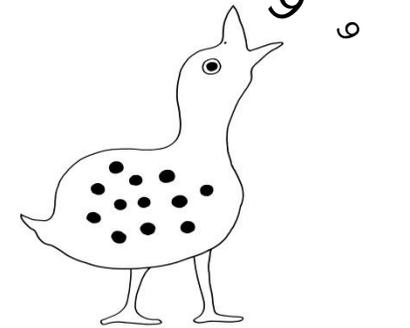
許すな! 憲法改悪・市民連絡会

URL <http://web-saiyuki.net/kenpoh/>

東京都千代田区三崎町2-21-6-301

TEL03-3221-4668 FAX03-3221-2558

ガンバルクイナの 集団的自衛権 講座



集団的自衛権とは、日本が攻撃されていなくても、密接に関係する国(米国など)に対する武力攻撃を武力で阻止する権利——と言われ、これまで内閣法制局は「国際法(国連憲章51条)上保有はしているが、憲法9条で許される必要最小限度の自衛権行使の範囲を超えるため、行使はできない」との見解を示し、海外での自衛隊の武力行使の歯止めとなってきました。自衛隊を海外派遣した歴代政権は、「非戦闘地域での人道支援活動」などの名目で派兵を正当化しましたが、いずれも上記、法制局の解釈に阻まれ、武器の使用はできませんでした。

◆集团的自衛権行使容認の布陣

ところが、安倍晋三首相は憲法解釈を変えることで「できない」とされてきた集团的自衛権の行使を可能にしようとしています。

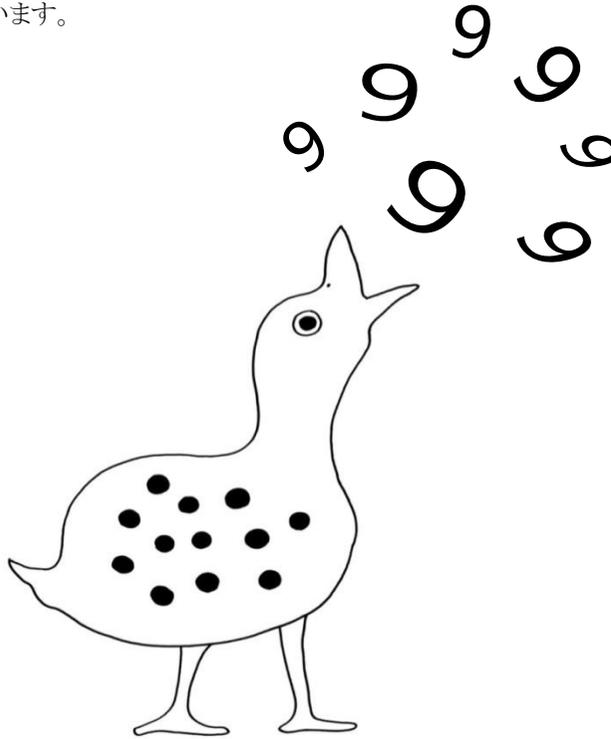
手始めに8月8日に、内閣法制局の人事に政権は口出ししないという慣例を無視して、「法の番人」といわれる内閣法制局長官に、解釈見直し積極派の外務省出身の小松一郎前駐仏大使を任用しました。

菅義偉官房長官は記者会見で、「内閣法制局は内閣を補佐する機関。憲法解釈についてはあくまで内閣の責任で行う」と強弁しましたが、浦田一郎明治大学教授（憲法学）は「内閣法制局は内閣の一部門ではあるが、法案が憲法に反していないか事前チェックする役割を担っており、裁判所と同様に独立性を尊重すべき」「法に基づいて政治を行う『法治主義』の観点からすると、法は政治より優位性を持つ。閣議決定で済む話ではない」と批判、元法制局長官の阪田雅裕氏も「海外での武力行使まで許容する余地はない」「解釈改憲は邪道で、立法府として自殺行為的」と述べました。

◆首相の私的諮問機関「安保法制懇」

小松新長官は、第1次安倍内閣の2007年5月に設置された首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」の報告書作成の裏方を務めた人物です。その報告書の提出時には安倍首相はすでに辞任していて「お蔵入り」となっていたのですが、第2次安倍内閣の発足で今年2月にこの安保法制懇が再招集されました。

2008年の報告書では4類型をあげ、そのうち「公海での米軍艦防護」「米国に向けた弾道ミサイルの迎撃」のために集团的自衛権行使を可能とすることを求めていましたが、今回再開された安保法制懇ではこの4類型にとどまらず、「対象国を米国以外にも拡大し」（毎日新聞）、「集团的自衛権行使を全面的に容認する新たな憲法解釈が提言される」（読売新聞）と報道されています。



さらに安保法制懇は今秋以降に提出する報告書で、集团的自衛権への対応を可能にすることと合わせて、個別的自衛権についても、これまでグレーゾーンとしてきた「日本への武力攻撃とまではいえない事態」に対しても武力行使できるように自衛隊法の改訂を提言すると報じられています。

「身構えていれば侵略を受ける可能性はより低くなる」（北岡伸一・安保法制懇座長代理）というのです。

◆政治主導の憲法解釈変更はどのように進められるか

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」の報告書をうけて政府の憲法解釈見直しの検討が始まります。

まず考えられるのは臨時国会での政府答弁における解釈変更の強行です。小松長官はこれを補佐するでしょう。

そしてこの政府解釈を正当化するために、自民党が昨年7月に発表した「国家安全保障基本法案」を次期通常国会で成立させることが企てられています。法案には集团的自衛権が明記されており、当初は内閣法制局が認めるわけがないから、議員立法（議員提出の法案）を目論んでいるのだろうと考えられていましたが、法制局長官の首のすげ替えによって閣法（内閣提出の法案）化が視野に入りました。閣議決定は全会一致が原則で、連立与党の公明党の賛成が不可欠です。内閣法制局が解釈変更を容認すれば、公明党が賛成することも十分考えられます。石破幹事長は通常国会に先送りして、公明党説得の時間を確保すると発言しています。

国家安全保障基本法が「もし成立したら、法律が憲法解釈を変えることになってしまう。最高裁が違憲と判断しない限り、国権の最高機関である国会の議論を経たということで解釈が事実上確定してしまう」（浦田教授）——いわゆる法の下剋上で、日本は法治国家ではなくなるといえます。